

## 1. 化学品及び会社情報

|                      |                                                   |
|----------------------|---------------------------------------------------|
| 化学品の名称               | : TP410 Green                                     |
| 品番                   | : TP410-G-2L                                      |
| 会社名                  | : 株式会社ミマキエンジニアリング                                 |
| 住所                   | : 長野県東御市滋野乙2182-3                                 |
| 担当部門                 | : 技術本部                                            |
| メールアドレス              | : ink@mimaki.com                                  |
| 電話番号                 | : 0268-64-2413                                    |
| FAX番号                | : 0268-64-5580                                    |
| 緊急時の電話番号             | : 0268-64-2281                                    |
|                      | : 公益財団法人 日本中毒情報センター 中毒110番                        |
|                      | * 一般市民専用電話                                        |
|                      | (大阪)072-727-2499 365日 24時間対応                      |
| (事故に伴い急性中毒のおそれがある場合) | (つくば)029-852-9999 365日 9～21時対応                    |
|                      | * 医療機関専用有料電話                                      |
|                      | (大阪)072-726-9923 365日 24時間対応                      |
|                      | (つくば)029-851-9999 365日 9～21時対応                    |
|                      | 尚、弊社製品に関する問い合わせにつきましては、医療機関専用有料電話の利用料は弊社が負担いたします。 |
| 推奨用途                 | : 水系顔料インク                                         |
| 使用上の制限               | : インクジェットプリンター用                                   |

## 2. 危険有害性の要約

### [GHS分類]

物理化学的危険性  
引火性液体 : 区分に該当しない

健康に対する有害性  
特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分2  
特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分2  
上記で記載が無いものは、区分に該当しない、分類できない、分類対象外

### [GHSラベル要素]

絵表示



注意喚起語  
警告

### 危険有害性情報

H371 臓器の障害のおそれ(血液系、中枢神経系)  
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ(中枢神経系、呼吸器)

注意書

[安全対策]

P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

P264 取扱い後は手をよく洗うこと。

P270 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

[応急措置]

P308+P311 ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。

P314 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。

[保管]

P405 施錠して保管すること。

[廃棄]

P501 内容物及び容器を市町村条例、都道府県条例、国内法令及び国際条約の規定に従って廃棄すること。

[その他の危険有害性]

・情報なし

## 3. 組成、成分情報

単一物質・混合物の区分 : 混合物  
成分及び含有量

| 成分名        | 含有量<br>[%] | 官報整理<br>番号         | CAS No. | 備考 |
|------------|------------|--------------------|---------|----|
| プロピレングリコール | 1-5        | 2-234<br>2-(8)-321 | 57-55-6 |    |
| 銅及びその化合物   | 1-5        | 営業秘密               | 営業秘密    |    |
| その他        | 90-98      | 営業秘密               | 営業秘密    |    |

含有化学物質に関する該当法規制情報については15項を参照のこと。

## 4. 応急措置

吸入した場合

- ・気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
症状が改善しない場合には、医師に連絡すること。
- ・呼吸していない場合、呼吸が不規則な場合、あるいは呼吸停止が起きた場合には、適切な訓練を受けた者が人工呼吸あるいは酸素吸入を行う。
- ・意識がない場合、昏睡位(うつ伏せで顔をやや横向き)にして直ちに医師の診断を受けさせる。  
気道を開いた状態に維持する。

皮膚に付着した場合

- ・付着物を布にて素早く拭き取る。
- ・大量の水および石鹸または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
- ・外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。

目に入った場合

- ・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
- ・まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・直ちに医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

- ・水で口を洗浄する。

- ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- ・嘔吐物は飲み込ませないこと。
- ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

## 応急措置をする者の保護

- ・適切な保護具(保護メガネ、防護マスク、手袋等)を着用する。
- ・換気を行う。

## 5. 火災時の措置

## 消火剤

- ・火災に応じた消火剤を使用する。

## 使ってはならない消火剤

- ・知り得る情報では無し。

## 特有の消火方法、消火を行う者の保護

- ・適切な保護具(耐熱性着衣、自給式の呼吸器具等)を着用する。
- ・安全に対処できるのであれば、可燃性のものを周囲から取り除く。
- ・指定の消火剤を使用すること。
- ・高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却する。
- ・消火活動は風上より行う。

## 6. 漏出時の措置

## 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
- ・屋内では換気をしっかり行う。
- ・屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行う。
- ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。
- ・付近の着火源となるものをすみやかに取り除く。
- ・漏出した物質に触れたり、その上を歩いたりしてはならない。
- ・蒸気や噴霧の吸入を避ける。

## 環境に対する注意事項

- ・土壌、水路、排水溝下水道、河川への排出等により、環境への影響を起さないように注意する。

## 封じ込め及び浄化の方法・機材

- ・漏出物は、密封できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- ・付着物、廃棄物等は、関係法規に基づいて処置すること。
- ・砂、土、パーミキュライト、珪藻土等の非可燃性の吸収剤に吸着させ、適切な廃棄物処理容器に入れる。許可を受けた廃棄物処理業者に依頼して処分する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

## 取扱い

- ・換気の良い場所で取り扱う。
- ・眼や皮膚、衣服等にインクが付かないようにする。
- ・インクを飲まないようにする。ミスト、蒸気、スプレーを吸入しない。
- ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- ・取扱い後は手・顔等は良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。
- ・密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて

作業すること。

保管

- ・容器を密閉する。
- ・日光の直射を避ける
- ・通風の良いところに保管する。
- ・子供の手の届かないところに保管する。
- ・盗難防止のために施錠保管する。

## 8. 暴露防止及び保護措置

〔管理濃度、許容濃度〕

- ・設定されていない。

〔設備対策〕

- ・局所排気装置等により作業者がばく露から避けられるような設備にすること。

〔保護具〕

呼吸器の保護具

- ・作業を行う場合には、適切な保護マスクを着用すること。

手の保護具

- ・有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用すること。

目の保護具

- ・取り扱いには保護メガネを着用すること。

皮膚及び身体の一部の保護

- ・取り扱い場合には、皮膚を直接曝露されないような衣類を着けること。また、化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

## 9. 物理的及び化学的性質

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 性状(状態、色)       | : 緑色液体          |
| 臭い             | : 特異臭           |
| 粘度             | : 5-7mPa・s(25℃) |
| pH             | : 7-9           |
| 沸点(初留点及び沸騰範囲)  | : 情報なし          |
| 可燃性            | : 情報なし          |
| 引火点            | : 引火しない         |
| 燃焼又は爆発範囲の上限下限  | : 情報なし          |
| 蒸気圧            | : 情報なし          |
| 蒸気密度           | : 情報なし          |
| 比重             | : 1.0-1.1       |
| 溶解度            | : 情報なし          |
| n-オクタノール/水分配係数 | : 情報なし          |
| 自然発火温度         | : 情報なし          |
| 分解温度           | : 情報なし          |

## 10. 安定性及び反応性

## 安定性(危険有害反応可能性)

- ・通常の貯蔵および使用条件下では、有害な反応は起こらない。

## 避けるべき条件

- ・情報なし。

## 混触危険物質

- ・情報なし。

## 危険有害な分解生成物

- ・通常の保管及び使用条件下では、危険な分解生成物は生成されない。

## その他の危険性情報

- ・情報なし。

**11. 有害性情報**

## 〔急性毒性〕

製品として情報なし

## 〔皮膚腐食性/刺激性〕

製品として情報なし

## 〔眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性〕

製品として情報なし

## 〔呼吸器感作性又は皮膚感作性〕

製品として情報なし

## 〔生殖細胞変異原性〕

製品として情報なし

## 〔発がん性〕

製品として情報なし

## 〔生殖毒性〕

製品として情報なし

## 〔特定標的臓器/全身毒性-単回ばく露〕

製品として区分2

|            |                               |
|------------|-------------------------------|
| プロピレングリコール | :区分1(血液系、中枢神経系)<br>:区分3(麻酔作用) |
|------------|-------------------------------|

## 〔特定標的臓器/全身毒性-反復ばく露〕

製品として区分2

|            |                 |
|------------|-----------------|
| プロピレングリコール | :区分1(中枢神経系、呼吸器) |
|------------|-----------------|

## 〔誤えん有害性〕

製品として情報なし

**12. 環境影響情報**

## 一般注意事項

- ・漏洩、廃棄等の際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。  
特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

## 生態毒性

- ・情報なし。

## 残留性・分解性

- ・情報なし。

## 生態蓄積性

- ・プロピレングリコール  
LogPow: -1.07  
可能性: 低  
土壌中の移動性  
・情報なし。

## 13. 廃棄上の注意

- ・廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
- ・廃塗料、廃溶剤、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約(マニフェスト)をして処理をする。
- ・容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・排水処理等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。
- ・空容器は内容物を完全に除去してから処分する。
- ・異種の塗料廃棄物を混合して処理する場合は、各種法規制に従って混合処理の可否を判断すること。

## 14. 輸送上の注意

取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。  
容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

|                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| 国連番号 (UN No.)                   | : 該当しない。 |
| 国連輸送名<br>(Proper Shipping Name) | : 該当しない。 |
| クラス (Class)                     | : 該当しない。 |
| 容器等級 (Packing Group)            | : 該当しない。 |

### 〔国内規制〕

|        |                                                                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 陸上規制情報 | : 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。<br>必要であれば、荷造り人は運送業者に運搬注意書(イエローカード)を交付する。 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 海上規制情報 | : 船舶安全法に定めるところに従うこと。 |
|--------|----------------------|

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 航空規制情報 | : 航空法の定めるところに従うこと。 |
|--------|--------------------|

### 〔国際規制〕

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 海上規制情報 | : IMO/IMDG の規定に従うこと。 |
|--------|----------------------|

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 航空規制情報 | : ICAO/IATA の規定に従うこと。 |
|--------|-----------------------|

### 〔補足説明〕

※イエローカードは該当製品が消防法の危険物に該当し、輸送量が1tまたは1m<sup>3</sup>以上となる場合に交付対象となる。

## 15. 適用法令

|             |          |
|-------------|----------|
| 消防法         | : 該当しない。 |
| 化学物質排出管理促進法 | : 該当しない。 |

|                        |                                                               |
|------------------------|---------------------------------------------------------------|
| (化管法、PRTR制度)           |                                                               |
| 毒物および劇物取締法             | : 該当しない。                                                      |
| 労働安全衛生法                | : 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物<br>銅及びその化合物 1-5%<br>プロピレングリコール 1-5% |
|                        | : 特定化学物質等障害予防規則<br>該当しない。                                     |
|                        | : 有機溶剤中毒予防規則<br>該当しない。                                        |
| 特定化学物質等障害予防規則          | : 該当しない。                                                      |
| 有機溶剤中毒予防規則             | : 該当しない。                                                      |
| 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 | : 優先評価化学物質<br>プロピレングリコール 1-5%                                 |

## 16. その他の情報

### 参考文献

原材料のSDS

独立行政法人 製品評価技術基盤機構(nite) Webサイト

欧州化学品庁(ECHA) Webサイト

JIS Z 7252:2019

JIS Z 7253:2019

GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック 混合物用(塗料用)

本データシートは、作成時または改定時において、製品及びその組成に関する最新の情報(危険有害性情報・取扱情報)を集めて作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合には追加・修正を行い改訂致します。

また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。

本製品を当社が認めた材料以外のものと混合、当社が認めた使用以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行って下さい。